

要旨

本論文は、隋王朝の成立背景と制度を検討することから出発し、これまで不明であった隋律の内容を推測復原することで、隋王朝の制度や刑法の実態を明らかにした。そのうえで、これにもとづき、『日本書紀』と『続日本紀』とにみえる刑法に関する記事を整理・分析し、七・八世紀における日本律及び日本の刑法の実態を解明したものである。以下に各章の結論をまとめておく。

第一章「隋律内容の推定復原」は、『隋書』の刑法志と『旧唐書』の刑法志とを比較し、日本の当時の状況も参照しながら、程樹徳氏・倪正茂氏らの研究成果を踏まえたうえで、『隋書』の「人物伝」を研究対象とし、「人物伝」の中から、明確に記載されなかった一八七点の犯罪事件をすべて抽出して分析したものである。

結果として、隋律に規定した罪は、およそ皇帝権力の侵犯、政権の破壊、官吏職務の過失、軍事の犯罪、社会規範の違反、賦役の逃避、人身・財産の侵犯の七種類であると分類された。通説では、唐律は開皇律に基づいて編纂されたものであり、開皇律よりも唐律の規定はやや軽かったとし、開皇律よりも大業律の規定は厳しかったとされている。しかしながら、実際には、開皇後期の文帝の残虐をもって戒めとした煬帝は、大業律を編纂する際に、開皇律の厳しい規定を多く削除したのであって、大業律は唐律よりも厳しくなかったことが明らかである。唐王朝が武徳律を編纂する際に、開皇律より軽い現行法である大業律を参照することで、行政上庶務をより円滑に進められたと考えられる。唐律が開皇律令によったと『旧唐書』に記述されている理由は、ただ当初の煬帝の残酷な統治を政治的に否定するためであると考えられる。また、唐律でも、日本律でも、開皇律の影響より、むしろ大業律の影響を受けた可能性が大きいと結論づけた。

第二章「飛鳥浄御原律の存否について」は、飛鳥浄御原律の研究史を整理したうえで、『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条を分析し、唐律の「容止他界逃亡」条と比較することによって、これまで画期性を過小視されている飛鳥浄御原律の存否を論じたものである。

第六章第一節の結論と合わせていえば、飛鳥浄御原律令施行期の日本では、唐律（または隋律）の律令用語がよく見られ、飛鳥浄御原律令段階にはある種の量刑方法が存在していたと考えられる。つまり、飛鳥浄御原律令は、決して大隅清陽氏が指摘しているような単行法令の集積ではない。当時の日本においては、体系的な日本律は編纂されなかったとしても、一部の律条文は唐律あるいは隋律（大業律）を準用し、一部の律条文は状況に応じて単行法として頒布されていたが、その隋律または唐律を準用していた律条文はすでに明文化されていると考えられる。

第三章「七世紀における日本の礼法継受（一）—『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—」は、八世紀初頭に編纂された『隋書』倭国伝の記事と『日本書紀』の記事を比較・分析することによって、古代日本（倭国）の礼継受の実相を明らかにしたものである。

日本における中国礼制の受容は推古朝から始まったが、当時の人々にとって、礼と法との

関係はまだ理解できない程度であった。推古朝以来整備した礼秩序をもとに、天武・持統朝になると、日本は遣隋使・遣唐使の派遣によって、自国の一部の慣習法を法的に廃止しながら、中国的な律令を継受すると同時に、中国の礼制を継受し続けたと考えられる。また、隋王朝の赦文、唐王朝の赦文と日本の赦文を比較することによって、日本の赦文は隋王朝の定型赦文から影響を受けていたことを明らかにした。

第四章「七世紀における日本の礼法継受（二） 一名例律の礼文を中心として一」は、律と令とはその法的な機能は異なるが、不可分のものでもあることを前提として、大宝律の成立記事を再検討し、大宝律令が成立する前の日本で使用していた律条文に引用されている中国礼典と大宝律令の成立以降に編纂された律条文に引用されている中国礼典を分析したものである。

その結果、養老律が『唐律疏議』の疏を律条文として継受するにあたって、その疏を短くするために、多くの努力や創意工夫がなされたことを明らかにした。そして、日本律の編纂過程においては、礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものが日本律を正当する機能を持ち、唐王朝の律を学びつつも日本の国情に応じない『唐律疏議』に含まれる中国の礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づけた。

第五章「七世紀における日本の礼法継受（三） 一葉狩を視点として一」は、令の定義を限定し、『唐律疏議』のなかで引用されている礼典を網羅的に蒐集して分析し、七世紀の日本列島に継受・定着した葉狩を検討したものである。

『唐律疏議』は『周礼』『礼儀』との引用箇所より、『礼記』の引用箇所が多い。日本律は、『唐律疏議』で引用された『礼記』の取意文をそのまま引用しているところから見れば、日本律の立法を正当化するのが中国の礼典とは考えがたいが、日本が礼というものを重んじていることは隋唐王朝とほとんど変わらない。また、七世紀初頭における日本は対外関係に関わる礼（踐祚即位礼、朝堂拝礼などの嘉礼、殯礼、外交の賓礼など）を中心に整備し、七世紀末頃の天智朝には、国家内部の、いわゆる宮廷内の礼をめぐって整備し、「儀礼」と称されるような儀礼書が編纂された可能性を指摘した。

第六章「八世紀における日本刑法の実態―『続日本紀』に見える刑法記事を中心に―」は、日本律の成立における三つの時期区分に注意しながら、『続日本紀』に見える刑罰記事を網羅的に整理し、そのうちいくつかの特徴的な犯罪事件を抽出して分析することによって、日本律とその実態を明らかにしたものである。

飛鳥浄御原律令時期には、それぞれの犯罪事件に対して、それに対応する法定刑は存在し、その一部が大宝・養老律に継承されていたと考えられる。大宝律令時期の断罪とそれに伴って出された赦文から見ると、日本は隋唐の律令文化の受け入れと運用がより熟達していることがうかがえる。さらに、官司は量刑する際に法典（律令）をかなり尊重している。断罪の結果が法と相違することが、量刑する際に律令に則っていないことを証明する根拠とはならない。日本古代の減刑の特徴は犯罪者を免死や減刑する場合には、必ず免死や減刑の理

由を説明する詔勅（あるいは宣命）を伴っているのである。減刑の際に出された詔勅からも、天皇は社会秩序の「理（広義の礼）」に則らなくてはいけないという側面がうかがえる。

日本の法（律令）について、七世紀の日本列島（『日本書紀』）の犯罪記事とその断罪は、ほぼ唐律に則って処罰されていた。そして八世紀になると、日本は令に対する運用がより洗練されると同時に、律に対する運用もより柔軟になった。これは、七世紀の日本列島が独自の法を確立すると同時に、隋唐王朝の狭義の律令にも拘泥していたことを証明しているであろう。